

きれいで快適なまちのために

1 地域環境美化

誰もが、「住んでみたいまち」・「住んで良かったまち」と思える港区にするためには、ごみが散乱しないきれいで快適なまちにすることが大切です。

そのためには、子どもも大人も住んでいる人も訪れる人も、みんながポイ捨てをしないなどのマナーを守らなければなりません。

港区では、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」により、道路や公園など屋外の公共の場所における、たばこの吸い殻や空き缶、ガムや紙くずなどのポイ捨てを禁止しています。

また、環境美化の推進のために、町会・自治会、商店会、企業、関係団体等の皆さんと協働した取組として、キャンペーンや清掃活動など地域に密着した活動を進め、マナー・モラルの向上を図っています。

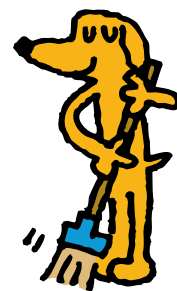
皆さん一人ひとりの行動で、港区をポイ捨てのないきれいなまちにしましょう。

各地区の取組（美化キャンペーン・地域清掃）



環境美化推進員

「環境美化推進員」として地域の環境美化活動を積極的に行っている皆さんに、清掃用具の貸し出し、保険の加入などの支援をしています。



Challenge

皆さんの家や学校の周辺では、清掃活動などをどのように（曜日や人数・方法など）行っていますか？また、活動している人に話を聞いたり、違う場所と比べて、その活動の効果を調べてみましょう。

Check

「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」はどのような条例なのか調べてみましょう。

➡ 港区ホームページ > 環境・まちづくり > 環境 > 都市環境 > 環境美化
> 「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」による環境美化の推進

みなとタバコルール

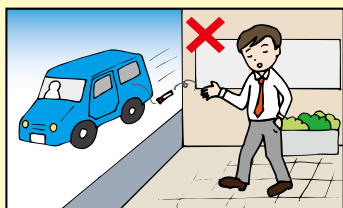
路上喫煙やたばこの吸い殻のポイ捨ては、まちを汚す原因となるほか、他人にたばこの煙を吸わせたり、たばこの火に接触させることにつながる迷惑な行為です。このため、港区では屋外でのたばこ対策として「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」のなかで「みなとタバコルール」を定めています。

「みなとタバコルール」は、道路だけでなく公園などの屋外の公共の場所において、区内に住んでいる人や働いている人、訪れる人すべての人が守るべきルールです。路上喫煙やたばこの吸い殻のポイ捨てなどを罰則によって取り締まるのではなく、たばこを吸う人にマナーを守ってもらうことにより、喫煙による迷惑や環境美化の問題解決を図ることを目的としています。

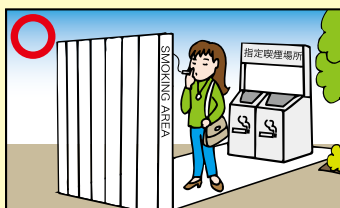
港区では、皆さんにルールを守ってもらうため、路面シールの貼付や、区内を指導員が巡回し、路上喫煙者への指導などを行っています。

【区内全域の道路や公園など屋外の公共の場所では】

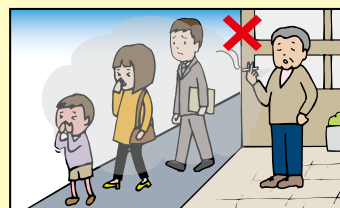
①たばこの吸い殻の
ポイ捨て禁止



②喫煙の禁止
(指定喫煙場所※を除く。)



③私有地で喫煙する場合
であっても、屋外の公共の
場所にいる人にたばこの
煙を吸わせることがない
よう配慮



※指定喫煙場所とは区が設置、又は指定する喫煙場所です。

見たこと
ありますか？



◀指導員



◀路面シール

私たちの緑

1 緑の役割

緑は、人間の生活空間の中で色々な役割を担っています。

- ① 街の景観を向上させ、シンボルにもなります。
- ② 街にうるおいを与え、人びとに精神的安らぎを与えてくれます。
- ③ 大気を浄化し、生きものが暮らしやすい環境を創出してくれます。
- ④ 雨水を貯留し、がけ崩れを防ぐと共に、湧水^{ゆうすい}を保全してくれます。
- ⑤ 災害による火災の延焼を防ぎ、避難場所の安全が高まります。
- ⑥ 防風、防熱^{ぼうじつ}、防塵、防暑、防音、目隠し、などの働きがあります。



港区緑のシンボル
「もこもこ」

2 港区の緑

港区は都市化が進んでいますが、その一方で大規模なまとまりのある緑地が分布していることが特徴です。港区を緑豊かな生活環境にするためには、既存樹木の保護・保全を行うとともに、新たな緑地の創出・育成が必要です。

歴史的な緑

港区の地形は、西側の台地と東側の低地、その境の斜面地からなっており、古くからある比較的大きな緑がいくつも残っています。港区の緑の骨格は、江戸時代に都市として発達していく中で形成されました。赤坂御用地や有栖川宮記念公園、自然教育園などの緑の拠点は、昔から変わらず存在している歴史的にも貴重な緑です。

● 巨木

港区内には、幹周り393cm以上の巨木があります。最も大きな樹木は、善福寺の逆さイチョウで、国の天然記念物に指定されています。その他、旧細川邸のシイ（都指定天然記念物）や芝東照宮のイチョウ（都指定天然記念物）など多数の巨木が残っています。

巨木の多くは保護樹木に指定されており、地域のシンボルとなっています。



▲有栖川宮記念公園

● 保護樹木・樹林・生け垣

港区内にある民間所有の大きな樹木・樹林を守り存続していくために、区の基準に該当する緑を港区の保護樹木・保護樹林・保護生け垣として指定し、維持管理に必要な費用を助成しています。平成31年3月時点で、保護樹木662本、保護樹林29件（109,786m²）、保護生け垣18件（1,619.5m）を指定しています。



▲逆さイチョウ（善福寺）

● 湧水と緑

台地の崖下などから湧き出ている地下水を湧水^{ゆうすい}と呼んでいます。湧水は、人々の生活に利用されたりうるおいを与えたりするとともに、生きものの生息場所としても貴重な自然の資源です。

港区の湧水は、緑地の拠点である斜面地で多く確認されています。しかし、近年都市化による地形や地下水脈の変化などが原因で、減少傾向にあります。このことから、現存する斜面緑地の維持・保全が重要な課題となっています。平成28年度の調査では、自然湧出と認められた湧水は、善福寺の柳の井戸や根津美術館など20地点ありました。



▲柳の井戸（善福寺）

新しい緑

港区では、一定規模以上の敷地に建物が建設されるときに、基準以上の緑地を設けるよう義務づけをしています。特に、緑が将来的に大きく育ち、緑としての



▲新しい緑地（赤坂一丁目）



▲新しい緑地（芝五丁目）

の効果が高い地上部に重点を置いて緑化の指導をしています。近年、都心の土地の有効利用が進み、敷地いっぱい建物が建つことが多くなったため、地上部だけでは緑化に限りが出てきました。そこで、地上部に加え屋上緑化や壁面緑化についても指導を行っています。

● 屋上緑化

ヒートアイランド現象の要因の一つとして、日射により建物等に蓄積された熱が大気中へ放出されることがあげられます。屋上緑化は、建物への熱の蓄積を抑えることから、ヒートアイランド現象の抑制効果が期待されています。

港区役所では、平成19年から屋上緑化を行っています。

● 壁面緑化

壁面緑化は、建物の温度上昇を抑えるほか、地上部の空地が少ない空間でも緑量を感じることができる有効な緑化手法です。「みどりのカーテン」（P59参照）も壁面緑化のひとつです。



▲壁面緑化（港南一丁目）

Check

港区屋上等緑化助成制度

港区では、屋上や壁面を新たに緑化する場合、建築物の所有者の方に経費の2分の1を助成することにより、さらなる緑化の推進を図っています。1件あたり、屋上緑化は500万円、壁面緑化は45万円を上限として助成しています。

3 今後の緑づくり「港区緑と水の総合計画」

「港区緑と水の総合計画」は、緑地の保全及び緑化の目標とそのための施策を定める、港区の緑と水に関する総合的な計画として、昭和63年に策定され、平成11年・平成23年に改定が行われました。現在、令和3年の改定に向けた検討を行っています。

○ めざす将来像 「いのちはぐくむ 緑と水 かがやくまち みなと」

● 計画の目標

この計画では、目指す将来像の実現に向けて、取り組みの進捗を緑と水の量に着目して総合的に把握する「量の目標」と目指す将来像の6つの方向性に沿って緑と水の質を高めていくことを目的とした「成果目標」の2種の目標を設定しました。

● 量の目標

緑被率

計画期間目標：令和2年度までに24%

長期目標：21世紀半ばまでに30%

公園・緑地の総面積

計画期間目標：令和2年度までに106ヘクタール

長期目標：21世紀半ばまでに150ヘクタール

めざす将来像	成果目標
区民をはじめ、様々な人が協力して緑と水を守り、育てています。	緑と水を守り、育てる区民、事業者の活動が活発になっている
公園や道路、学校、住宅、オフィスなど、人々の生活空間に緑があふれ、先進的で魅力ある街並みが形成されています。	道路における緑のボリューム、緑陰が増加している
まちの歴史を刻む樹林や大木が健全に守られています。	大木、斜面緑地が保全されている
夏でもまちを快適に歩くことができる木陰があり、水辺で涼しげな風を感じることができます。	古川、運河の親水空間が拡充している
生きものがすみ多様な環境が保全、再生され、自然を身近に感じることができます。	動植物の生息・生育に適した環境が充実している
地下に浸透した雨水が湧水地に豊かな水をもたらすし、古川、運河、海がきれいな水をたたえています。	実質浸透域が拡大し、湧水が保全されている

(※) 緑被率とは？

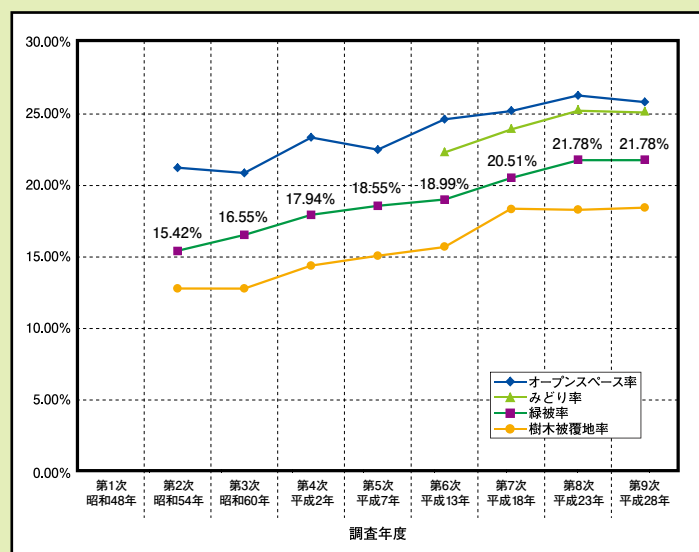
区域面積に占める緑被地の割合をいい、緑の豊かさを表す一つの尺度です。また、緑被地とは樹木や草で覆われた土地と屋上緑化された面積を指します。

港区の緑被率は21.78%で、これは区全域の約5分の1が緑で覆われていることを示します。

(平成28年度『港区みどりの実態調査(第9次)』より)

また、**みどり率**とは、緑被率に、公園内で緑に覆われていない部分、水面を加えたもので、緑被率の向上と公園の整備を進めることで、みどり率は向上します。

港区の緑被率等の推移



生物多様性にやさしい選択を。～エコラベルのすすめ～

食べものや日用品などの商品を買うとき、「美味しさ」や「使いやすさ」、「安さ」なども大切ですが、それだけでなく、生物多様性を守ることにつながる「エコラベル」のついた商品を選びましょう。

身近にあるエコラベルの例

No	認証マーク	解説(認証団体)	使われている商品(例)
1		野生生物の保護、土壌と水源の保全、労働者の家族や地域社会の保護などの基準を満たした農園を認証する制度です。認証農園からの作物を使用した商品にこのマークが使用できます。 [認証の管理運営団体：レインフォレスト・アライアンス]	 チョコレート・コーヒーなど
2		除草剤や殺虫剤などの農薬や化学肥料に頼らず、また遺伝子組み換え技術を使わないで生産された食品を認証する制度です。国の指定する認証検査に合格する必要があります。 [認証団体：農林水産省 ※JAS: Japanese Agricultural Standard]	 野菜・くだものなど
3		オーガニック・コットン等で作られた繊維製品のための国際的な認証システムです。原料の生産だけでなく、製造、加工、梱包、流通など消費者に製品が届くまでの全過程で環境的・社会的に配慮しているオーガニック繊維製品であることを証明します。 [認証基準管理団体：オーガニックテキスタイル世界基準]	 衣料品など
4		持続可能で、環境に配慮した漁業で獲られた水産物の証「海のエコラベル」は、MSC(海洋管理協議会)が管理・促進しています。 [認証団体：海洋管理協議会(MSC: Marine Stewardship Council)]	 水産物・水産加工品
5		資源と生態系の保護に積極的に取り組んでいる漁業を認証する制度です。 [認証団体：一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会]	 水産物・水産加工品
6		環境と社会に配慮して養殖された水産物を認証する制度です。 [認証団体：水産養殖管理協議会(ASC: Aquaculture Stewardship Council)]	 水産物・水産加工品
7		適切な森林管理が行われていること、森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する制度です。森林だけでなく、加工・流通の全ての工程を審査しています。 [認証団体：Forest Stewardship Council®(FSC、森林管理協議会)]	 紙・家具
8		資源採取から製造、流通、使用、廃棄・リサイクル等、モノの一生を通じた全工程において、環境負荷の情報を消費者に公開していることを認証する制度です。認定を受けている商品の環境情報を認証団体ホームページで公開しています。 [認証団体：一般社団法人産業環境管理協会 http://www.ecoleaf-jemai.jp]	 パソコン・スチール缶など
9		開発途上国の原料や製品が公平な条件で取引されているかを審査して認証する制度です。開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目的としています。 [認証団体：国際フェアトレードラベル機構]	 コーヒー・衣料品など

2 生きものの調査

港区では、どんな生きものが、どこで暮らしているかを確認し、生きものが暮らすことのできる環境の保全、創出を進めるため、平成20年度に区内44か所を対象とした生きものの調査を行いました。

陸上と水域の生きものを調べた結果、2,171種類の生きものが確認されました。

区内に生息する生きもの



▲ハリガネオチバダケ(愛宕神社)



▲カワウ(旧芝離宮恩賜庭園)



▲アズマモグラの塚(神宮外苑)



▲カナヘビ(第三台場)



▲クロダハゼ(弁慶濠)



▲マコガレイ(お台場人工磯浜)

重要種

生息環境の変化などによって、絶滅の危機に^{ひん}瀕している生きものがあります。国や都では、それらの生きものを「重要種」に位置づけし、保護の対象としています。

港区でも重要種が確認されています。

区内に生息する重要種



▲キンラン
(有栖川宮記念公園)



▲オニヤンマ幼虫
(有栖川宮記念公園)



▲アオモンイトトンボ
(旧芝離宮恩賜庭園)

外来種

昭和63年の調査と比較すると、外来種の種類が増加していました。

外来種とは、もともと地域にいなかったにもかかわらず、人間の活動によって、他の地域から運ばれてきた生きもののことです。地域の生態系のバランスを崩すことがあるので注意が必要です。

区内に生息する外来種



▲セイトカアワダチソウ
(東京海洋大学)



▲アメリカザリガニ
(有栖川宮記念公園)



▲ミシシippアカミガメ
(旧芝離宮恩賜庭園)



▲ブルーギル
(旧芝離宮恩賜庭園)

Check

外来種の被害は、都心の港区でも発生しています！

都心の港区でも、外来種のハクビシンやアライグマが出現しています。皆さんも、街中でこのような動物を見たことがありますか？



アライグマ
(出所:環境省
日本の外来種対策 外来種写真集)

もし、見かけても、近づいたり、触ったりしないようにしましょう。ハクビシンやアライグマは、人にも感染する恐れのある感染症を媒介することが知られています。また、家屋等に侵入して、糞尿、騒音、臭いによる被害を生じさせるほか、建物を破損したり、ペットを襲ったりすることがあります。



港区内のハクビシン
(令和元年8月撮影)

3 ビオトープ

ビオトープとは、生きものの「すみか」のことを言います。港区では、都市での自然を保全・再生することを目的として、公園等10園にビオトープエリアを設けています。

ビオトープのある公園等

芝浦中央公園
元麻布三丁目緑地
芝公園
杜の公園
亀塚公園
白金台どんぐり児童遊園
港南緑水公園
高輪森の公園
高松くすのき公園
芝浦公園



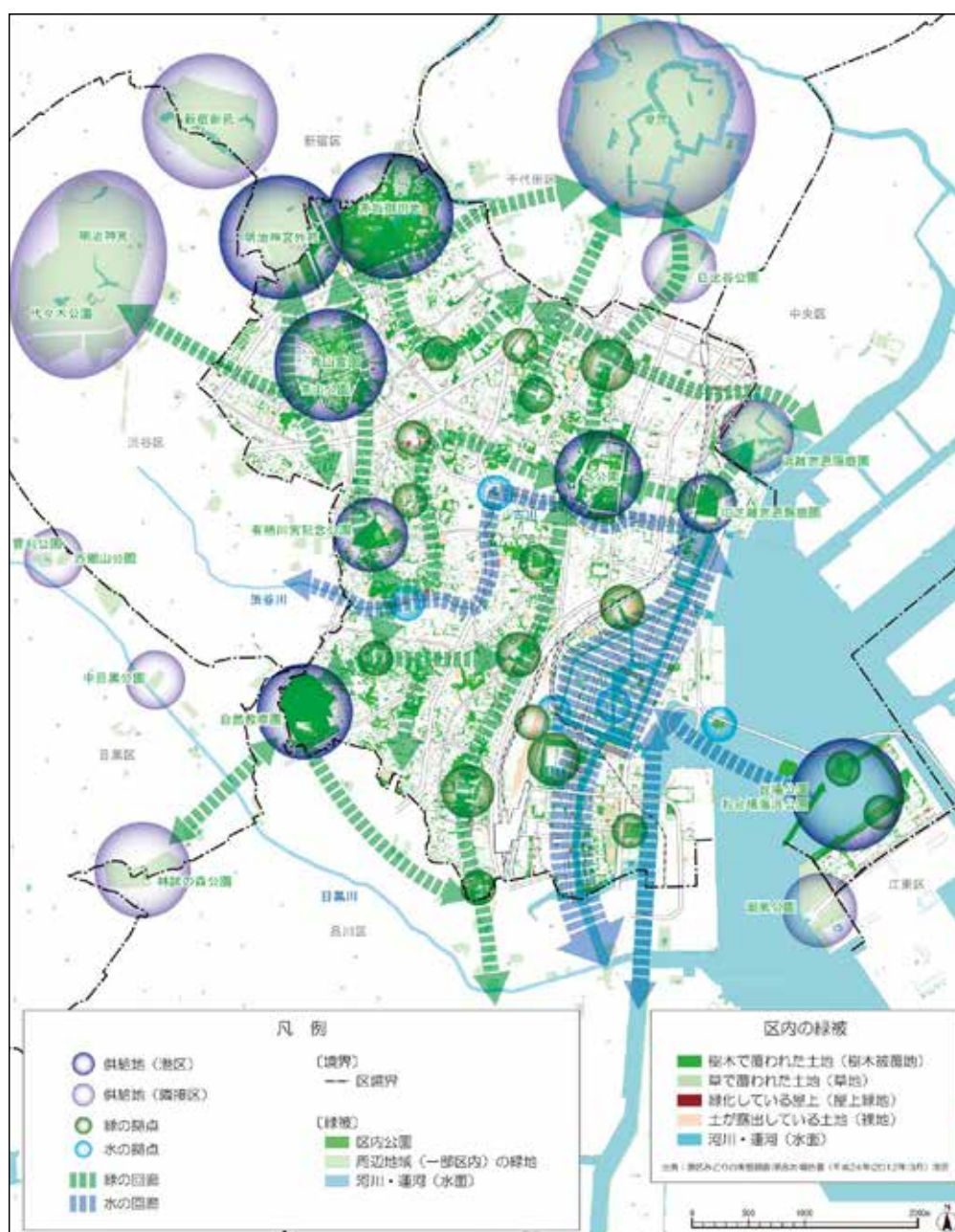
▲芝浦中央公園ビオトープ

4 エコロジカルネットワーク

港区には、「生きもの」の生息拠点となっている地域ゆかりの緑地や学校の緑、公園、民有地の庭など、大小の様々な緑地がありますが、それらは街の中に点在しています。

緑地が点在している状況は、「生きもの」にとって個々の小さな緑地の中に取り残された状態となり、エサを十分に得られなかったり、繁殖する場所が限られてしまうなど、生息地として厳しい環境といえます。

そこで、「生きもの」の生息拠点となる緑地を小規模な緑地や街路樹などの緑でつなぎ、街の中でも「生きもの」が移動しやすいようにすることで、「生きもの」が暮らしやすい状況をつくる必要があります。このような生きものが移動できるようにつながれた状態にある生息地のネットワークを、エコロジカルネットワーク（生態系ネットワーク）といいます。さまざまな生息拠点がつながりエコロジカルネットワークが形成されていくことで、人と「生きもの」が共に暮らせる街になっていきます。



▲エコロジカルネットワークの将来像(2050年)